【資料１１－３】

相模原市体育館　専用使用の調整基準

	利用団体等	使用申請受付開始時期等	使用可能コマ数
専用（優先）	1　市及び教育委員会による優先利用 2　体育協会等による優先利用 3　相模原市中学校体育連盟による優先利用 4　当該施設の指定管理者及びネーミングライツスポンサーによる優先利用	毎年 9～10 月頃、翌年度の使用について利用調整を行い、その結果に基づいて申請を受付ける。	全ての利用時間区分の１０パーセント相当分を上限とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日のうち、月に６日相当分異常、一般利用に供すること。
専用（一般）	1　市、国又は県 2　市内の学校教育法第１条に規定する学校 3　公益財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体 4　市が指導又は育成を行うことを必要とする団体 5　市内の官公署、会社等 6　スポーツの振興を目的とする公共的団体 7　指定管理者 8　前に掲げるものの他、教育委員会が特に必要と認めるもの	使用日の属する月の６月前の初日から使用日までとする。ただし、使用日の属する月の２月前の１日から１６日までの間は申請することができない。	

※　原則として本表に掲げる基準に基づき専用貸出を行うが、詳細については管理を開始する前に教育委員会と協議を行うものとする。